丸岡城城山整備基本計画（案）

目次

第１章　整備基本計画策定の経緯と目的

1．1　整備基本計画策定の経緯　・・・

5．4　修景・植栽計画　・・・

第１章　整備基本計画策定の経緯と目的

1．1　整備基本計画策定の経緯

丸岡城は福井平野のうち北方の坂井平野東部に立地する、「城山」と呼称される独立丘を中心に曲輪を配置した平山城である。

明治以降、天守を除いて除却され、現在は主要な曲輪が城山に残っているほか、外堀の一部が水路として残り、内堀の形状は道路などの町割に引き継がれている。なお、唯一除却を免れた天守は、昭和９（1934）年に国宝保存法に基づき国宝に指定され、戦後の昭和 25（1950）年に施行された文化財保護法により重要文化財に指定された。

丸岡城跡周辺は都市公園法に基づき都市公園「霞ヶ城公園」として昭和 30（1955）年に登録され、今日まで公園としての整備・活用が図られてきた。一方で丸岡城跡の範囲は史跡に指定されておらず、文化財として保存・活用するための整備の方向性や枠組み等はこれまで定められてこなかった。そこで、『丸岡城城山整備基本構想』（以下、「基本構想」）を令和７（2025）年３月に策定した。この基本構想に基づき丸岡城城山の整備を進めるため、丸岡城城山整備基本計画（以下、「本計画」）を策定することとなった。丸岡城城山に関する主な計画を表 1-1、図 1-1 に示す。

表 1-1．丸岡城城山に関する主な計画

策定年月	計画名	概要
平成 30（2018）年３月	『丸岡城周辺賑わいのまちづくりビジョン』	丸岡城本丸の活用、丸岡城の歴史文化を知る・体感できるツール、霞ヶ城公園の環境整備計画、史跡指定や将来的な復元に向けた調査について
令和３（2021）年８月	『丸岡城周辺整備基本計画』	内堀を含めた範囲の将来的な整備計画、丸岡城の歴史的価値の展示について
令和６（2024）年３月	『重要文化財（建造物）丸岡城天守保存活用計画』	天守の保存管理、天守周辺を含めた環境保全計画、防災計画、管理運営・活用計画について
令和７（2025）年３月	『丸岡城城山整備基本構想』	丸岡城城山の保存整備、調査・研究、活用整備、公開・活用、管理・運営の整備方針について

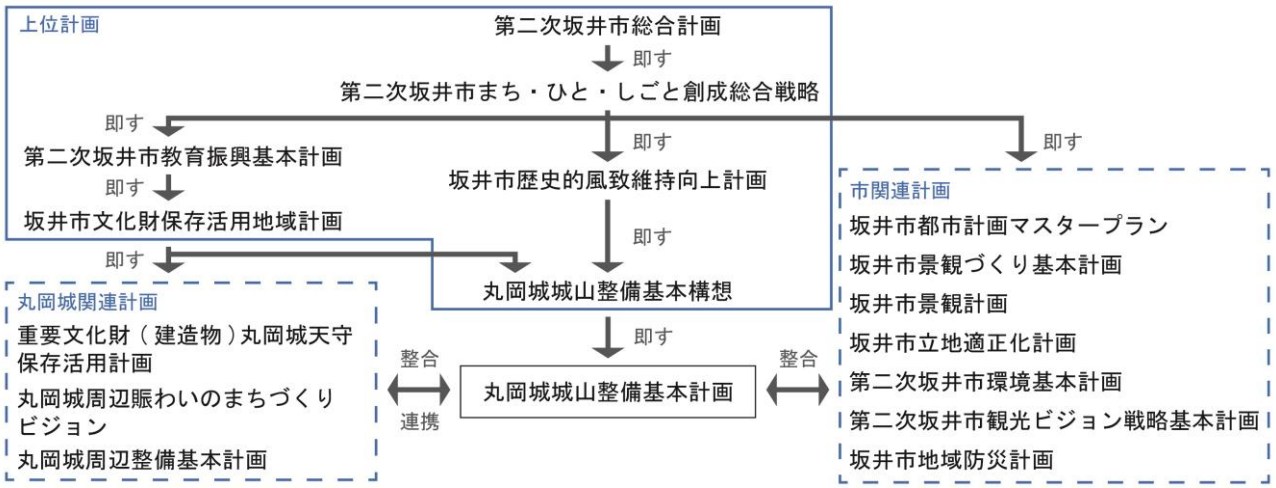


図 1-1．本計画の位置づけ

1．2　整備基本計画策定の目的

丸岡城城山はこれまで都市公園としての整備・活用が図られてきたが、丸岡城跡としての文化財的価値を保存・活用するための整備はほとんど行われてこなかった。

本計画では、基本構想にて整理した丸岡城跡の文化財的価値を保存・活用するための城山整備の方針や方法を示すことを目的とする。

1．3　計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、図 1-2 に示す範囲とする。

本計画の対象となる整備期間は令和９（2027）年度から令和 38（2056）年度の 30 年間とする（図 1-3 参照）。



図 1-2．本計画の対象範囲

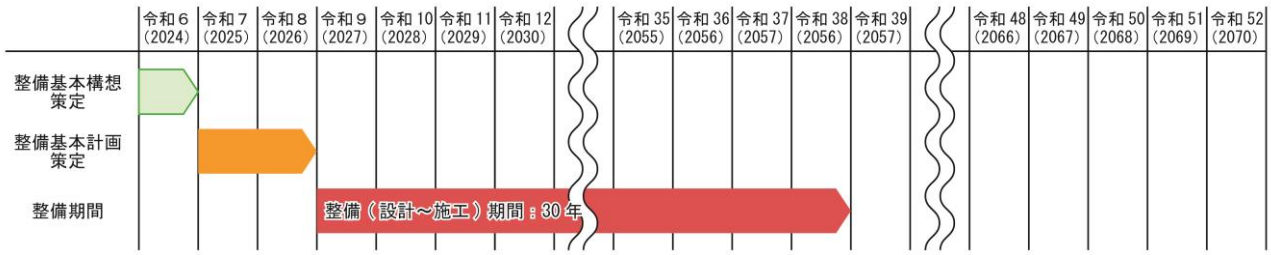


図 1-3．本計画の対象期間

1．4　委員会の設置

本計画の策定にあたり、学識経験者や市民団体から構成した丸岡城城山整備基本計画策定委員会を設置し、坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室が事務局を担った。

委員会の構成等について、表 1-2～1-5 に整理した。

表 1-2．委員会の構成（敬称略）

	氏名	所属等	分野
委員長	仁科　章	坂井市文化財保護審議会　副会長	考古学
副委員長	吉田　純一	福井工業大学　客員教授	建築史
委員	中井　均	滋賀県立大学　名誉教授	考古学
委員	丸山　宏	名城大学　名誉教授	景観・造園
委員	松浦　義則	福井大学　名誉教授	文献史学
委員	牧野　行治	元　福井教育総合研究所　所長	文献史学
委員	高嶋　信博	一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会	地元代表

表 1-3．オブザーバー

所属等
公益財団法人丸岡文化財団
福井県教育庁生涯学習・文化財課

表 1-4．策定事務局

氏名	役職
林田　裕治	坂井市役所建設部次長兼都市計画課長（令和７年度）
長谷川　徹	坂井市役所建設部都市計画課長（令和８年度）
谷根　康弘	坂井市役所産業政策部観光交流課長（令和７年度）
藤田　智治	坂井市役所産業政策部観光交流課長（令和８年度）
林　晃司	坂井市教育委員会事務局教育長
中田　誠一郎	坂井市教育委員会教育部長（令和７年度）
半澤　宏一	坂井市教育委員会教育部長（令和８年度）
井尻　三千代	坂井市教育委員会教育部次長兼文化課長
北林　周記	坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室室長
髙橋　奈美江	坂井市教育委員会文化課参事（令和７年度）
坪田　学恭	坂井市教育委員会文化課参事（令和８年度）
中田　那々子	坂井市教育委員会文化課学芸員（令和８年度）
堤　徹也	坂井市教育委員会文化課学芸員
角　明浩	坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室学芸員
小林　美土里	坂井市教育委員会文化課学芸員
五島　一恵	坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室事務員
長谷川　尚子	坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室事務員

表 1-5. 丸岡城城山整備基本計画策定委員会開催履歴

委員会	開催年月日	委員会	開催年月日
第４回	令和７（2025）年７月８日	第８回	令和８（2026）年７月７日
第５回	令和７（2025）年 10 月６日	第９回	令和８（2026）年９月 25 日
第６回	令和８（2026）年１月 15 日	第 10 回	令和９（2027）年　月　　日
第７回	令和８（2026）年５月 28 日		

第２章　丸岡城と城山

2．1　丸岡城の概要

丸岡城は天正４（1576）年に柴田勝豊が現在地に築いた城郭が始まりとされる。城郭が完成したのは17 世紀中頃と考えられ、整備は丸岡藩初代藩主本多成重(在任期間:慶長 18(1613)年から正保２(1645)年）のころから進められていたとされる。正保期に描かれた「越前国丸岡城之絵図（国立公文書館蔵)」と天保７（1836）年に描かれた「円陵輿地略図」とを比較すると縄張りに大きな変化は認められず、本多氏の整備した縄張りが有馬氏の時代を通じて幕末まで維持されていたと考えられる（図 2-1、2-2 参照)。城山に建築された丸岡城天守は現存 12 天守の一つであり、近年実施された天守の総合調査の結果から、現在の天守は寛永期に整備されたものであると結論付けられた（註１)。なお、現在の天守台は、昭和 23（1948）年の福井地震によって崩壊し、修復過程で積み直されたものである。昭和 15～17（1940～1442）年の解体修理に際して撮影された写真を見ると、天守台の石垣は矢穴技法を用いず比較的加工の少ない石を野面積みにしていることから、倒壊前の石垣は慶長期まで遡ることも考えられ、寛永期以前に天守があった可能性が否定されたわけではない(註２)。

明治６（1873）年の廃城以降、天守のみ解体を免れ、丸岡城城山は陸軍用地や都市公園として利用されることとなり、現在は「霞ヶ城公園」の一部として公園整備されている（表 2-1 参照)。

註１　吉田純一氏は、さらに現天守の建立年代を寛永５年としている。(2020 ・吉田)
註２　中井均氏は「天守台は少なくとも慶長５（1600）年以前に築かれたとみておかしくない」としている。
(2019 坂井市教委)

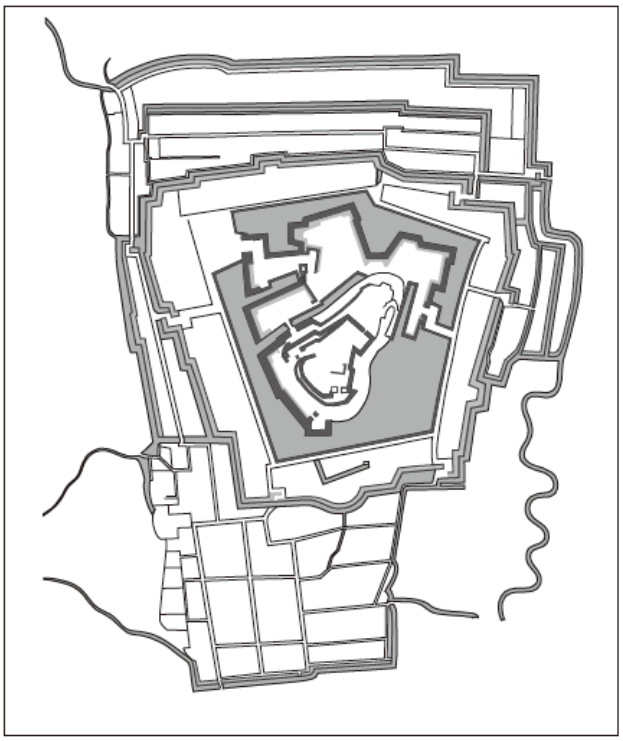


図 2-1. 正保期絵図トレース図
【出典：『丸岡城発掘調査報告書　丸岡城跡』2021 より】

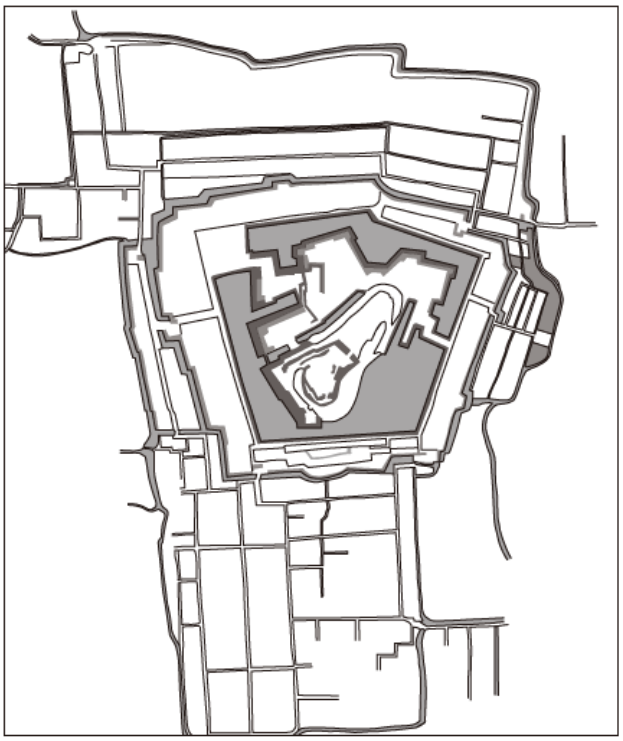


図 2-2. 天保期絵図トレース図
【出典：『丸岡城発掘調査報告書　丸岡城跡』2021 より】

表 2-1. 丸岡城の主な歴史年表

年代	摘要
天正４（1576）年	柴田勝豊により丸岡城の城郭が築かれる
寛永期（1624～1643 年）	丸岡城天守　整備
17 世紀中頃	丸岡城郭　完成
明治４（1871）年	丸岡城天守　民間に払い下げ
明治９（1876）年	内堀の西側から徐々に堀の埋め立てが始まる
明治 12（1879）年	羅漢山長昌庵の僧が住み時報の太鼓を打つようになる
明治 34（1901）年	丸岡城天守　旧丸岡町に寄付 丸岡公会堂として活用
昭和９（1934）年	丸岡城天守　国宝に指定（国宝保存法による）
昭和 15～17（1940～1442）年	丸岡城天守　大規模な解体修理実施
昭和 23（1948）年	福井地震により天守倒壊
昭和 25（1950）年	丸岡城天守　重要文化財に指定（文化財保護法による）
昭和 30（1955）年	丸岡城天守修理工事　竣工 都市公園「霞ヶ城公園」として登録(1.50ha)
昭和 52（1977）年	都市公園区域変更（2.11ha） 日本庭園や資料館、社会福祉施設を整備
昭和 54（1979）年	霞ヶ城公園の整備完了 丸岡城築城 400 年記念祭開催
平成２（1990）年	霞ヶ城公園「日本さくら名所 100 選」に認定
平成 16（2004）年	都市公園区域変更(5.33ha)
平成 18（2006）年	霞ヶ城公園「日本の歴史公園 100 選」に選定

参考文献
2020 吉田純一「丸岡城天守の建築年代～天守 1 階東西中央列「に二」柱の墨書の検討～」
『FUT 福井城郭研究所年報・研究紀要　2019』
1993 玉置伸悟　長谷川洋　土井睦浩　「明治期における丸岡城下町の都市構造の変容」
『日本建築学会北陸支部研究報告集』第 36 号 1993 年 7 月
2017 富原通晴/ 富原文庫「富原文庫蔵陸軍省城絵図- 明治五年の全国城郭存廃調査記録-」
2019 坂井市教育委員会「丸岡城天守学術調査報告書」
2020 坂井市教育委員会「丸岡城学術調査資料集　第１集」
2021 坂井市教育委員会「丸岡城発掘調査報告書　丸岡城跡」

2. 2　丸岡城跡の価値

2. 2. 1　丸岡城跡の文化財的価値

丸岡城城山を丸岡城跡として保存・活用していくにあたって基本構想にて丸岡城跡の文化財的価値を明らかにした。本項では基本構想の内容を踏まえ、丸岡城跡の文化財的価値を以下のとおりに整理する。

① 往時の城郭構造が良く残っていること

丸岡城城山を中心として当時の石垣や曲輪の一部が良好に残存していることが令和元（2019）年度までに行った発掘調査により確認され、丸岡城の構造を知ることができる。なお、内堀は五角形の形状が城山周辺の道路配置に見て取れ、外堀の一部は用水路等に今も利用され残っているなど、往時の城郭構造が分かる町割りが残っている。

② 天守と城山が一体となって現存していること

丸岡城城山は、築城時から坂井平野の独立丘として存在し、丸岡城城郭の中核である本丸であり、天守と一体的にその価値を形成している。なお、天守は江戸時代前期に建てられたものが現存しており、福井地震によって一度倒壊したものの、古材の多くを採用して修復され、現在は重要文化財に指定されている。

③ 丸岡城城山からは坂井平野を広範囲で望むことができ、当地が選定された意味を体感できること

丸岡城城山からは周辺に広がる坂井平野を一望できる。坂井平野一帯は地形が大きく改変されておらず、城山からの眺望からは当時の様相を体感できる。

2. 2. 2　文化財的価値以外の丸岡城城山の価値

丸岡城城山は文化財的価値の他に現在に至るまでに備わった次のような価値も有している。これらの価値を丸岡城城山のその他の価値として認め、丸岡城跡を語るうえで欠かせない価値として尊重する。

① 地域のシンボルであり、住民の憩いの場でもあり、地域と密接に関わってきた歴史を有すること

丸岡城城山は坂井平野にある独立丘であり、天守は坂井市域の広範囲から望むことができる坂井市のシンボルになっている。一方で、昭和 30（1955）年以降、都市公園「霞ヶ城公園」として憩いの場、集いの場として地域の人々に活用されてきた歴史を有する。昭和初期から城山にはサクラが植えられ始め、平成２（1990）年に「日本さくら名所 100 選」にも選ばれた。春には桜まつりが、秋には古城まつりが開催されるなど、様々な形で親しまれている。

② 坂井市を代表する観光資源であること

丸岡城城山に建つ天守は全国に現存する 12 天守のひとつとして高い知名度と集客力を誇る。福井県下でも代表的な観光地の一つであり、毎年、全国から多くの観光客が訪れている。また城山やその周辺地域では古城まつりを始めとする多くのイベントが開催されており、期間中は市内外から訪れる多くの来城者で賑わっている。

2. 2. 3　丸岡城城山の構成要素の分類

基本構想にて、丸岡城跡の文化財的価値および文化財的価値以外の丸岡城城山の価値を踏まえ、丸岡城城山における構成要素を以下のとおり分類した（図 2-3、表 2-2 参照）。

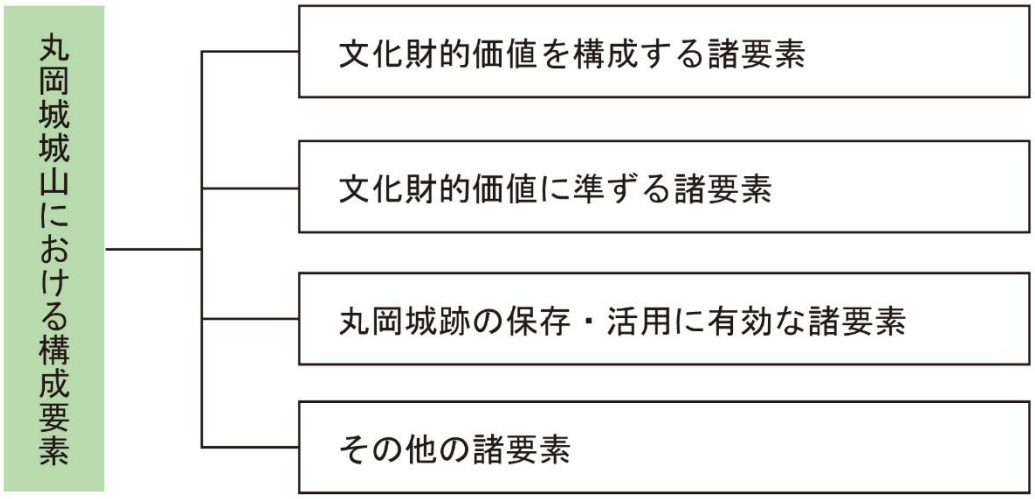


図 2-3. 構成要素の体系図

表 2-2. 構成要素の分類表

項目		概要
丸岡城城山における構成要素	文化財的価値を構成する諸要素 全体、遺構、建造物	丸岡城跡の文化財的価値となる要素である。
	文化財的価値に準ずる諸要素 八幡神社、霞城山八幡神社の碑、丸岡城八幡神社由緒が刻まれた碑、井戸および覆屋、雲井龍神の祠、雲井龍神の碑、お静慰霊碑および墓、天守閣記念碑、丸岡城の階段に関する碑、国宝霞ヶ城の碑、丸岡城天守の碑、一筆啓上の碑、一筆啓上の碑の註釈碑、友影賢世翁像、友影賢世翁碑文、樹木	丸岡城跡に関連が深いもしくは廃城後の歴史を理解する上で重要な要素やその他の価値に関係する要素である。
	丸岡城跡の保存・活用に有効な諸要素 石垣（間知石積み、練り積）、案内サイン、トイレ、園路、連絡道路、車止め、ベンチ、外灯、照明設備、消火設備、柵、塀、管理事務所、倉庫、水飲み場、藤棚、地下埋設物	丸岡城城山において丸岡城跡の保存・活用に有効な要素である。
	その他の諸要素 地蔵祠、牛ヶ島石棺および覆屋、東宮殿下御手植の碑、松尾芭蕉の句碑、若神松■■の碑、朝日兩國親善萬歳の碑、瓦石合屋文仲の碑、俳句の碑、緑陰翁の碑、南部治平碑、萩甫津田先生の碑、消防組頭功労碑、消防組頭功労碑の註釈碑、丸岡町戦没者名列、忠魂碑、新道功労碑、北陸三堂顕彰碑、北陸三堂顕彰碑の註釈碑、墨に生きると刻まれた碑、筆塚、林田直永先生頌徳碑、御成婚記念碑、御成婚記念碑の註釈碑、上水道創設顕彰碑、灯籠	上記以外の要素である。丸岡城跡の文化財的価値や保存管理・活用に直接関係しないため、今後取扱いを検討する。

第３章　丸岡城城山の現状と課題

丸岡城城山の現状と課題については基本構想で整理した。それを踏まえ、本計画で示す課題解決のための施策の前提として、実際の整備対応を念頭において、より具体的に再整理した現状と課題の概要を述べる。

3. 1　保存整備の現状と課題

丸岡城城山の法面では、近代以降に広い範囲で間知石積みでの整備が行われてきた。一方で石垣や自然地形が残っている箇所もあり、落石などの発生が確認されている。丸岡城城山の保存整備に向けては、遺構の毀損につながり得るこういった危険箇所を把握し、優先順位を付けて整備を進める必要がある。これらの整備検討については園路もしくは登城路との位置関係にも留意し、来城者の安全性についても担保できるよう進める必要がある。

保全対策を実施するにあたっては、江戸時代以前の石垣や門、櫓などの建造物跡といった遺構の残存状況を把握したうえで保護することを前提とする必要がある。丸岡城跡については、これまで考古学・歴史学・建築史学などの各分野で調査が行われ一定の成果が得られているが、調査が及んでいない部分もあり、遺構を確実に保存するためにより広範囲に詳細な調査を実施する必要がある。

3. 2　活用整備の現状と課題

丸岡城城山における丸岡城跡の文化財的価値は十分に可視化されておらず、各種調査成果を踏まえた城郭遺構の顕在化を図る必要がある。

一方で、市民の憩いの場となる都市公園としての整備は継続的に行われており、園路や便益施設が整えられてきた。ただ、これらの施設においても経年劣化やバリアフリーへの未対応といった課題があり、計画的な維持管理や機能向上を図る必要がある。

植栽については、サクラの密植やそれに起因する生育不良が確認されており、老木化も進行している。また、高木化した樹木によって眺望範囲が狭められるなど文化財的価値の可視化に影響している課題もあり、丸岡城城山と城下からの眺望を意識した植栽管理を進める必要がある。これらの公園施設の更新・管理や植栽景観の整備は、丸岡城城山の文化財的価値が担保されることを前提とし、適切な調整を行いながら整備を進める必要がある。

3. 3　公開・活用の現状と課題

城跡や公園における利活用のニーズは様々なイベントの会場利用、ユニークベニュー活用、夜間活用など多様化しており、そういったニーズへの対応についてハード・ソフト両面からの検討が必要である。

また、周辺市街地に残る丸岡城跡に関連するスポットや施設との一体的な活用も視野に入れた標準的な見学ルートの設定や案内看板等の充実など利用者に寄り添った公園整備が求められている。

セキュリティ面については、天守を対象として入場管理を実施しているが、それ以外の範囲は夜間も含め自由な出入りが可能な状況となっている。また、防犯カメラによる監視も日中に限られており、特に夜間の防犯対策が不十分であるため、夜間の立入を制限する区域を設定するなどのセキュリティ対策が必要である。

3. 4　管理・運営の現状と課題

現在、丸岡城城山は坂井市の庁内複数部署と指定管理者が連携して管理しているが、役割分担や所管業務を改めて整理し、明確にする必要がある。また、利活用ニーズの多様化・活性化に向けて、問い合わせ窓口の一本化といった利用者の利便性を考慮した体制の構築が求められている。

丸岡城城山に所在する管理事務所は管理運営において重要な拠点ではあるが、文化財的価値の可視化は不十分であり、管理運営における機能面及び文化財的価値の可視化に向けた景観面の両方を考慮し、今後の在り方を検討する必要がある。

第４章　整備の基本理念と基本方針

4. 1　整備の基本理念

基本構想に則り、丸岡城跡の文化財的価値の継承と理解の促進につながる整備を基本理念とする。また、文化財的価値の保全を前提としつつ、都市公園として今後も市民に親しまれる場所となりうるような整備を目指す。

①丸岡城城山が有する文化財的価値を保存し、次世代に継承していく。

②丸岡城城山の文化財的価値を顕在化していく。

③市民に親しまれる公園整備と両立していく。

4. 2　整備の基本方針

基本理念を踏まえ、整備の基本方針は下記のとおりとする。

基本方針①　丸岡城跡の文化財的価値を構成する諸要素の適切な保存

・丸岡城城山に残る城郭遺構を保存するための適切な措置を講じる。
・公園としての整備施設や植栽樹木を遺構への影響確認・対策も含め、計画的に管理していく。
・文化財的価値を構成する諸要素の近傍建造物の防災対策および夜間の防災・防犯対策を強化する。

基本方針②　丸岡城城山と周辺市街地との双方向的な連携

・丸岡城城山からと、周辺市街地からの双方向での眺望を確保する。
・周辺市街地に残る往時の城郭構造の痕跡を城山と一体的に周遊できるような整備を進める。

基本方針③　丸岡城跡の保存・活用に向けた調査の実施

・曲輪、石垣等の城郭遺構について、遺存状況の把握および経年変化を確認、記録し、変化要因の分析を行う。
・丸岡城跡の整備にあわせて適切な調査を実施し、研究成果の蓄積および整備活用へのフィードバックを図る。

基本方針④　丸岡城跡の文化財的価値を的確に伝える活用整備の実施

・丸岡城跡の文化財的価値を後世に継承していくための利活用に向けた整備を進める。
・整備にあたっては、都市公園としての機能性を維持できるよう調整を図る。

基本方針⑤　来城者が安全で快適に利用できる整備の実施

・丸岡城城山に整備された園路や便益・管理施設等の再整備を検討する。
・ハンディキャップに関わらず、丸岡城跡を体感できる手法を検討する。
・丸岡城管理事務所を事故や火災が発生した際の拠点としての機能性を当面は維持する。

基本方針⑥　丸岡城跡に触れる多様な機会の創出

・丸岡城城山に残る城郭遺構の顕在化を進め、丸岡城跡の文化財的な価値の体感性を向上させる。
・丸岡城に関する歴史資料等を保管・展示する場所を確保する。
・城山と周辺市街地に残る城郭構造の痕跡を一体的に周遊できるような整備を進める。
・有形文化財、無形文化財も含め、丸岡城と関わりのある文化財と広域での連携を図る。
・城山を含め、丸岡城跡の幅広い活用の可能性について検討する。

基本方針⑦　関係機関と連携した共同での管理・運営体制の構築

・丸岡城跡の円滑な保存・活用に向けて庁内関係各課との協議の場を設け、業務分担を明確にする。
・市民団体や市民の活動を引き続き支援する。
・丸岡城城山に残る遺構や城山が持つ価値の保存・継承に向け、福井県教育庁生涯学習・文化財課や有識者との連携を推進する。

第５章　整備基本計画

5. 1　全体計画及びエリア区分計画

5. 1. 1　丸岡城城山全体としての整備の方向性

全体的な整備の方向性を以下に定める。

○丸岡城跡の文化財的価値を保存・活用するための整備を行う。
○原則として調査成果に基づいた整備を実施する。
○遺構の保存整備を前提に文化財的価値の顕在化、来場者への周知を図る。
○災害時の来場者の安全性確保や遺構保存に配慮した整備を行う。
○都市公園としての機能性を維持し、市民に親しまれる城山としての整備を行う。

5. 1. 2　丸岡城城山の整備に向けたエリア区分

具体的な整備施策を定めるにあたって以下のエリア区分を設定する（図 5-1 参照）。

天守エリア：重要文化財（建造物）の指定範囲
本丸・松ノ丸エリア：城山のうち平坦面が主となる範囲
斜面地エリア：城山のうち石垣・自然法面・近代以降の間知石積みがある範囲



図 5-1. エリア区分

5．1．3　丸岡城城山の整備方針

エリアごとにその特性を踏まえて以下のように整備方針を定める（表 5-1 参照）。

表 5-1．エリア区分ごとの整備方針

エリア	整備方針
天守エリア	原則として現状を維持するが、石垣上の植栽については適切な管理を行う。 ※天守及び天守台の整備は「丸岡城天守保存活用計画」の中で位置付ける。
本丸・松ノ丸エリア	文化財的価値を顕在化するためサイン整備・遺構表示の整備を行う。 防犯のためにセキュリティエリアを設定し、夜間立入を制限する。
斜面地エリア	石垣・法面の状態を確認し、崩落防止・安全対策を行う。 繁茂する樹木の健全な環境整備を行い、適正な管理によってその維持を図る。
全エリア共通	城山内の通路について、来場者の安心・安全を確保できる整備・管理を行う。 管理および便益施設については、遺構保存を前提に利便性の向上を図る。

各種整備は優先度や事業同士の関係性を踏まえて段階的に進めていく必要があり、時期的な区分を定めて整備を進める。時期区分の設定と時期ごとの整備方針を表 5-2 に整理する。抜本的な整備については、調査や各種調整が整ったものから逐次前倒し実施を検討する。

表 5-2．整備時期の区分

時期区分	整備時期	整備方針
前期整備	1～10 年 （令和 9（2027）年度から 令和 18（2036）年度）	・遺構保存、来場者の安心と安全確保に関する危急性の高い整備事業を迅速に行う。 ・各遺構の状態調査、発掘調査等事業を計画的に進める。 ・時点の調査成果について解説サイン等を設け、遺構の推定位置や城における役割等について周知し、遺構の顕在化事業を進める。 ・城山の適切な環境を持続的に維持管理していくための整備等をハード・ソフト両面から推進する。 ・樹木調査を実施し、健全な植生環境の形成に向けた植栽管理計画を策定するとともに、計画に基づく適切な植生管理を行う。
中期整備	11～20 年 （令和 19（2037）年度から 令和 28（2046）年度）	・各種調査の成果に基づいた真実性の高い遺構表示整備を進め、門等の歴史的建造物についても根拠資料が十分整った段階で可能な限り復元を目指す。 ・解説サイン等については、各種調査によって新たに判明した内容を基に適宜情報更新を進め、来場者の城山への興味関心を継続して誘起する。 ・遺構保存や各種整備内容を踏まえ、場内路のバリアフリー化を推進するとともに、安全で快適に来場できる環境の整備を進める。 ・近現代に整備された擁壁等施設について、城山としての景観に相応しい修景整備事業を進める。 ・石垣・法面については必要に応じて遺構保存や地形保存に向けた本整備を実施する。 ・植栽管理計画に基づき、健全な植生環境を維持する。
後期整備	21～30 年 （令和 29（2047）年度から 令和 38（2056）年度）	

5. 1. 4　主要な遺構の整備に関する事業の関係性

遺構の整備事業は調査の状況と連動しており、位置が明確にならないと遺構表示が行えない等、調査成果によって実施可能な遺構表示の手法が変化する。特に門跡などの建造物が関わる遺構においては、建造物の上部構造や基礎構造が明確になって初めて復元等の検討が可能になるなど調査成果の程度による影響が大きい。遺構整備事業はこういった調査事業との関係性を理解したうえで進めることが求められるため、それら事業同士の関係性を図 5-2～5-4 に整理する。

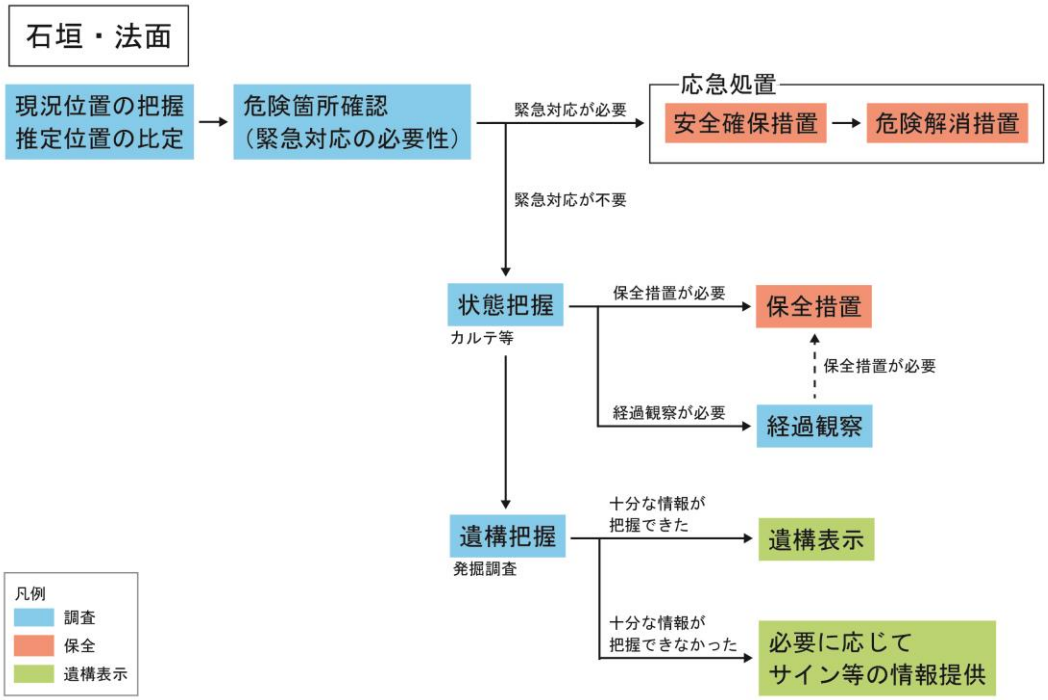


図 5-2. 石垣・法面に関する事業の関係性

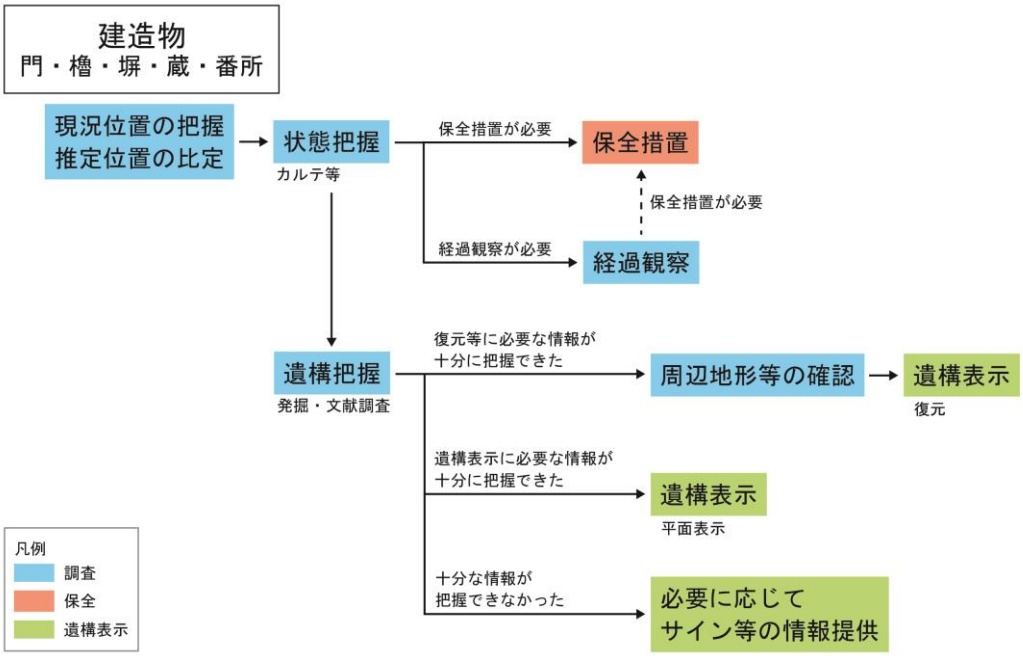


図 5-3. 建造物に関する事業の関係性

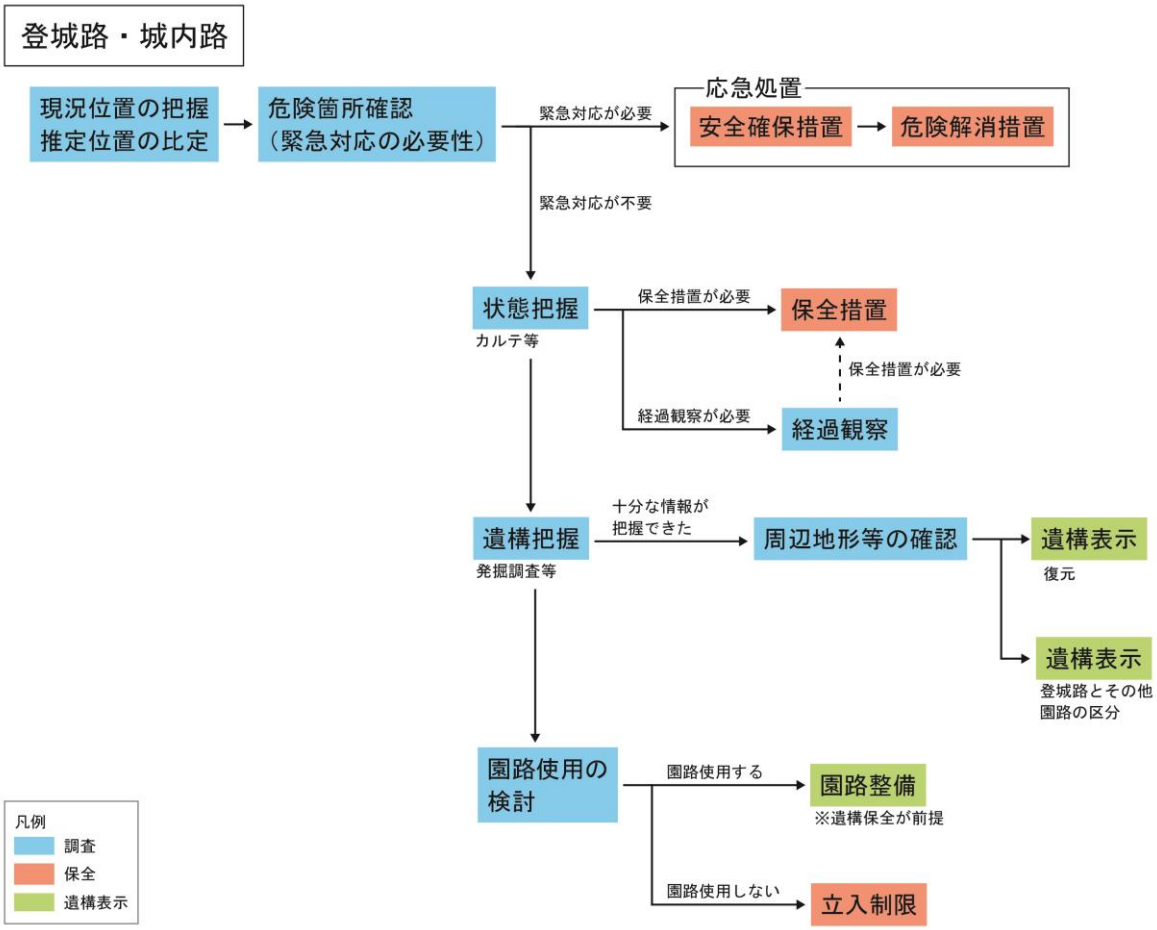


図 5-4. 登城路・城内路に関する事業の関係性

5. 1. 5　前期整備

第３章で整理した課題を踏まえ、前期整備での施策を整理する。前期の整備においては、「石垣・法面の危険箇所把握及び応急処置」「遺構保全及び安全確保のための樹木剪定・伐採」「夜間立入制限エリア設定及び設備設置」に関する事業を優先的に実施する。なお、標準導線上及び周辺から優先区域及び通常区域を設定し（図 5-5 参照）、各事業は優先区域から順に着手する。



図 5-5. 優先区域と通常区域

①保存整備に関する施策

保存整備に関連する整備方針（「5. 1. 3　丸岡城城山の整備方針」より抜粋）

・遺構保存に関する危急性の高い整備事業を迅速に行う。

・各遺構の状態調査、発掘調査等事業を計画的に進める。

天守およびその他の構造物、石垣およびその周辺の法面等について現状と危険度把握を進めると共に、危険度の高い遺構については優先的に保全の対策を実施する。また、城門・櫓・石垣等の遺構整備に向けた発掘調査を含む各種調査を計画的に進めていく（表 5-3 参照）。

表 5-3. 保存整備の課題に対する施策

課題		施策	
1	個々の法面について対応の優先順位を整理し、遺構保全を前提とした適切な工法の検討と危険箇所から優先的な対応が必要である。	A	危険な石垣や法面への応急処置（ネット施工等）
		B	遺構を毀損している植生の除去

課題		施策	
2	城郭遺構の石垣については、カルテ等の作成までは至っておらず、現状の把握に向けて更なる対応が必要である。	A	石垣基礎調査による、文化財的価値のある石垣の状態把握
		B	崩落危険性のある石垣へのネット被覆などの対策の実施
		C	石垣の経年変化を継続的に把握する
3	重要文化財「丸岡城天守」を恒久的に保全していく必要がある。	A	計画的な保存修理の実施
		B	保存活用計画の定期的な見直し （現行計画はR13.3.31まで　※10年単位で改定）
4	天守以外の構造物についても防火・防犯対策を検討する必要がある。	A	防火・防犯設備の整備
5	曲輪、石垣等の城郭遺構について、現況を含む経年変化状況や変化要因の確認把握を行う必要がある。	A	計画的な発掘調査の実施
		B	考古学、文献史学、その他継続的な研究による文化財的価値の検討
6	城山の整備に向けて、必要に応じた調査を進めていく必要がある。	A	石垣の経年変化を継続的に把握する
7	城山を含む丸岡城の文化財的調査は、天守に関する様々な視点・分野からの調査がなされたが、まだ端緒についたところであり、城山・城下町、さらに丸岡藩そのものも対象にした、文献史料や絵図も含めた総合的な調査が必要である。	下記調査は天守や城門、櫓、石垣等の城山内遺構を優先し、次いで城下町、丸岡藩についてを推進	
		A	計画的な発掘調査の実施
		B	歴史資料等多方面の調査推進
		C	収集した資料の確実な保存継承
		D	収集資料の公開
		E	調査成果の情報発信

②活用整備に関する施策

活用整備に関連する整備方針（「5．1．3　丸岡城城山の整備方針」より抜粋）

・時点の調査成果について解説サイン等を設け、遺構の推定位置や城における役割等について周知し、遺構の顕在化事業を進める。

来場者が周遊する場内路や広場およびその周辺の石垣・法面等について危険度把握を進めると共に、危険度の高い箇所については優先的に来場者の安全確保策を実施する。また、災害時を想定した来場者避難に関する整備をハード・ソフト両面で進める。また、バリアフリー対応も含め、周遊、散策活用に向けたソフト整備を進める。

城山内の遺構についての情報を来場者に提示し、周知、顕在化を図る。各種調査の進展によって位置を含む遺構の情報が変化することを想定し、仮設的な施設による情報提示を行う。

既存の間知石積みについては、現時点では現状維持とし、状態確認管理を行いつつ城跡としての景観に相応しい整備手法について検討する。

城山内の植栽や公園施設の取り扱い、維持管理についての計画を定める（表 5-4 参照）。

表 5-4. 活用整備の課題に対する施策

課題		施策	
1	城郭遺構について、各種調査の成果を踏まえて、顕在化させるなど、その価値を可視化していく必要がある。	A	調査成果に基づく復元等の可能性検討
		B	サイン等デザインガイドライン検討
		C	現時点の調査成果を周知するサイン整備（サインの仮設置を含む）
2	公園施設において、危険箇所の割り出しとその対策、安全情報を来場者に提示するといった対応によって来場者の安全性を担保していく必要がある。	A	遺構の保全を前提とした通路の利便性・安全性の向上
		B	各種施設の台帳による維持管理
		C	既存の間知積石垣の状態確認（原則として現状維持）
3	城山全体として、地震や台風・豪雨・豪雪といった自然災害に際して、来場者が安全に避難できるルート整備や避難誘導について検討する必要がある。	A	城山全体を対象とした非常放送設備の設置
		B	避難誘導マニュアルの適時見直しと避難訓練の実施
4	各種植栽や公園施設について、管理台帳を整理して適切な管理に努める必要がある。	A	樹木台帳の作成及び植栽管理計画の策定
		B	公園施設台帳の整備
		C	樹木・公園施設の管理方針に基づく管理の実施
5	植栽計画とそれに沿った植栽管理を進めるなど、目指すべき景観の実現に向けた適切な植栽管理を計画的に進める必要がある。	A	植栽管理計画の策定
		B	植栽管理計画に基づく植栽管理と伐採後の適正管理
		C	樹木の伐採・剪定等による眺望確保
6	バリアフリーへの対応について具体的な手法を検討する必要がある。	A	現況をベースにしたバリアフリー対応検討
7	周辺市街地に残る往時の城郭構造の痕跡を城山と一体的に周遊できるような周遊ルートの設定や案内サインの整備が必要である。	A	『丸岡城周辺整備基本計画』『丸岡城周辺賑わいのまちづくりビジョン』等による丸岡城周辺整備との連携

③公開・活用に関する施策

公開・活用に関連する整備方針（「5. 1. 3　丸岡城城山の整備方針」より抜粋）

・来場者の安心と安全確保に関する危急性の高い整備事業を迅速に行う。

夜間における公開活用についてのルール整備とセキュリティ対策等を実施する（表 5-5 参照）。

表 5-5. 公開・活用の課題に対する施策

課題		施策	
1	城山全体として、夜間の防犯対策が不十分であるため、ゾーニングによる夜間の立入制限も含め、対策を検討する必要がある。	A	セキュリティエリア設定を踏まえた物理的な区画設備の整備

課題		施策	
2	夜間活用の明確なルールと安全性の確保が必要である。	A	ライトアップ等による丸岡城天守や顕在化した遺構への誘導
		B	必要に応じた照明の確保や立入制限の実施
3	バリアフリーの観点から城山の活用検討を進める必要がある。	A	遺構保全を前提とした可能な限りバリアフリーに配慮した城山整備の実施
4	城郭遺構について、各種調査の成果を踏まえて、顕在化させるなど、その価値を可視化していく必要がある。	A	城山の価値を活かしたイベント利用や遺構表示、関連文化財の周遊促進等の公開活用に関する情報発信

④管理・運営に関する施策

管理・運営に関連する整備方針（「5. 1. 3　丸岡城城山の整備方針」より抜粋）

・城山の適切な環境を持続的に維持管理していくための整備等をハード・ソフト両面から推進する。

管理・運営に関する事業をルール整備も含めハード・ソフト両面で進める（表 5-6 参照）。

表 5-6. 管理・運営の課題に対する施策

課題		施策	
1	管理事務所の在り方については、公開と管理といった運用面の課題と併せて検討する必要がある。	A	管理事務所２階の減築

5. 1. 6　中期・後期整備

ここでは第３章で整理した課題を踏まえ、中期・後期整備での施策を整理する。保存・活用整備は前期整備を踏まえた施策を実施し、これらの整備を踏まえた適切な公開・活用及び管理・運営を実施する。

①保存整備に関する施策

保存整備に関連する整備方針（「5. 1. 3　丸岡城城山の整備方針」より抜粋）

・石垣、法面については必要に応じて遺構保存、地形保存に向けた本整備を実施する。

各種遺構について、整備に向けた発掘調査を含む各種調査を引き続き計画的に実施すると共に前期整備事業で実施した調査成果および把握した現状を踏まえた抜本的な保存整備を進める（表 5-7 参照）。

表 5-7. 保存整備の課題に対する施策

課題		施策	
1	城郭遺構の石垣については、カルテ等の作成までは至っておらず、現状の把握に向けて更なる対応が必要である。	A	石垣の積み直し補修等の抜本対策工事施工
		B	石垣の経年変化を継続的に把握する
2	重要文化財「丸岡城天守」を恒久的に保全していく必要がある。	A	計画的な保存修理の実施
		B	保存活用計画の定期的な見直し （現行計画は R13.3.31 まで　※10 年単位で改定）
3	曲輪、石垣等の城郭遺構について、現況を含む経年変化状況や変化要因の確認把握を行う必要がある。	A	石垣の経年変化を継続的に把握し、要因確認等を継続的に行う
4	城山の整備に向けて、必要に応じた調査を進めていく必要がある。	A	考古学、文献史学、その他継続的な研究による文化財的価値の検討
5	城山を含む丸岡城の文化財的調査は、天守に関する様々な視点・分野からの調査がなされたが、まだ端緒についたところであり、城山・城下町、さらに丸岡藩そのものも対象にした、文献史料や絵図も含めた総合的な調査が必要である。	A	歴史資料等多方面の調査推進
		B	収集した資料の確実な保存継承
		C	収集資料の公開
		D	調査成果の情報発信

②活用整備に関する施策

活用整備に関連する整備方針（「5. 1. 3　丸岡城城山の整備方針」より抜粋）

- **各種調査の成果に基づいた真実性の高い遺構表示整備を進め、門等の歴史的建造物についても根拠資料が十分整った段階で可能な限り復元を目指す。**
- **解説サイン等については、各種調査によって新たに判明した内容を基に適宜情報更新を進め、来場者の城山への興味関心を継続して誘起する。**
- **近現代に整備された擁壁等施設について、城山としての景観に相応しい修景整備事業を進める。**
- **遺構保存や各種整備内容を踏まえ、場内路のバリアフリー化を推進するとともに、安全で快適に来場できる環境の整備を進める。**

各種遺構について各種調査の成果に基づいた遺構表示の整備を進める。門等の歴史的建造物については十分な資料等が揃い次第、復元に向けた対応を実施する。遺構の周知、顕在化事業については各種調査で得られた知見に基づいた情報更新を行うと共に必要に応じてサイン施設の本設置を進める。既存の間知石積みについては、前期事業に引き続き整備手法について検討する。

城山内の植生、公園施設および防犯セキュリティ等については前期事業で定めたルール、マニュアル等に沿って適切に管理する（表 5-8 参照）。

表 5-8. 活用整備の課題に対する施策

課題		施策	
1	城郭遺構について、各種調査の成果を踏まえて、顕在化させるなど、その価値を可視化していく必要がある。	A	調査成果に基づく復元等の可能性検討
		B	検討に基づく遺構整備の実施
		C	新たな調査成果に基づくサイン整備
2	公園施設において、危険箇所の割り出しとその対策、安全情報を来場者に提示するといった対応によって来場者の安全性を担保していく必要がある。	A	各種施設の台帳による維持管理
3	城山全体として、地震や台風・豪雨・豪雪といった自然災害に際して、来場者が安全に避難できるルート整備や避難誘導について検討する必要がある。	A	避難誘導マニュアルの適時見直しと避難訓練の実施
4	各種植栽や公園施設について、管理台帳を整理して適切な管理に努める必要がある。	A	樹木・公園施設の管理方針と方針に基づく管理の実施
		B	既存の間知積石垣の更新に際して、城跡の景観に相応しい整備手法の検討
5	植栽計画とそれに沿った植栽管理を進めるなど、目指すべき景観の実現に向けた適切な植栽管理を計画的に進める必要がある。	A	植栽管理計画に基づく植栽管理と伐採後の適正管理
6	具体的にバリアフリー対応手法を検討する必要がある。	A	中期・後期における園路や施設の整備状況を踏まえたバリアフリーへの対応

課題		施策	
7	周辺市街地に残る往時の城郭構造の痕跡を城山と一体的に周遊できるような周遊ルートの設定や案内サインの整備が必要である。	A	『丸岡城周辺整備基本計画』『丸岡城周辺賑わいのまちづくりビジョン』等による丸岡城周辺整備との連携

③公開・活用に関する施策

各種調査の成果やそれを踏まえた整備の実施状況、公開活用に関する周知を行う（表 5-9 参照)。

表 5-9. 公開・活用の課題に対する施策

課題		施策	
1	城郭遺構について、各種調査の成果を踏まえて、顕在化させるなど、その価値を可視化していく必要がある。	A	整備状況の周知事業の実施
		B	イベント利用や周遊促進等の公開活用に関する情報発信

④管理・運営に関する施策

利活用者の利便性や管理・運営体制の持続可能性確保と安全性について検討し、関係機関との調整を進める（表 5-10 参照)。

表 5-10. 管理・運営の課題に対する施策

課題		施策	
1	管理事務所の在り方については、公開と管理といった運用面の課題と併せて検討する必要がある。	A	整備の進捗に合わせた管理機能の検討

5. 2　整備事業に必要となる調査等に関する計画

文化財的価値の適切な把握と遺構保存および来場者の安全確保を図るため、段階的かつ体系的に各種調査を実施する。調査成果はその後の整備方針、施工方法の検討における基本情報とするほか遺構の展示・解説にも活用する。また、これらの調査成果を基に遺構の経年変化を把握するためのモニタリングを継続して実施する。なお、具体的な調査対象や着手の優先順位については、有識者等の意見を踏まえながら順次着手する。

5. 2. 1　石垣・法面調査

石垣については分布や構造を調査するとともに、孕(はら)みや傾斜、抜け石や割れ石などの変状把握を行う。法面においては分布や規模、勾配を調査するとともに、植生状況、表流水および湧水の状況など安定性に影響する状況把握を行う。

これらの調査成果はカルテに取りまとめ、遺構保存や来場者の安全性に対する危険箇所を抽出し、処置の優先順位を整理する。作成したカルテは、以後の管理や整備のなかで段階的に内容を追加・修正し、継続的な経年変化の記録と保全管理に活用する。

5. 2. 2　発掘調査

門跡や登城路など城郭構造に関わる重要地点について重点的に調査を進めるほか、石垣・法面の補修や整備に伴う調査、遺構の顕在化を見据えた調査を行う。

5. 2. 3　樹木調査

樹木分布や樹種、樹高などの基本情報の調査を行うとともに、遺構との位置関係などの遺構保全影響、倒木や枝折れなどの安全性影響、眺望や景観形成影響について評価を行う。その結果を基に適切な植栽管理計画を策定する。調査結果は樹木台帳として整理し、維持管理や植栽管理計画の更新に活用する。

5. 3　遺構および地形の保存・整備計画

遺構および地形の保存・整備は文化財的価値の保全を前提に来場者の安全性確保と文化財的価値の理解促進を両立させることを基本方針とする。整備にあたっては、現状の地形をできる限り尊重しつつ、必要最小限の介入により持続的な保存を図るとともに景観への影響を最低限に抑えつつ実施する。

5. 3. 1　造成・排水計画

現状地形の維持を基本とし、遺構保存や地形保全に向けた必要最小限の整備を行う。排水についても現況維持を基本とし、雨水や湧水の適切な排水整備を行うとともに、表流水の制御や浸食対策を講じる。

5. 3. 2　遺構の表現手法

遺構表現については、調査成果に基づいた情報を適切に伝える整備を行う。石垣や門跡、登場路などの遺構は調査成果に基づいて表現手法を検討し、委員会審議を経て来場者が理解しやすい形で整備する。特に建造物復元については、文化庁基準等の遵守を前提に各種調査の成果に基づいた十分な委員会審議を行い、真実性を担保し遺構本来の文化財的価値を損なわない整備を慎重に検討する（表 5-11 参照）。

表 5-11. 遺構表現の検討に必要な情報

遺構表現手法	手法検討に必要な情報 （調査手法）	例
推定位置表示 （サイン等）	推定位置 （資料調査・文献調査）	絵図等と現地地形の照らし合わせで位置が推定（＝推定位置確定） →「ここにあったと推定される」旨の情報提供を検討する
平面表示	位置、平面規模 （発掘調査）	発掘調査で門跡四隅の礎石を検出（＝位置、平面規模が確定） →平面表示について検討する
復元	上記に加え、 詳細な立体構造 （資料調査・文献調査）	上記に加え、構造・形式等の蓋然性を高めるうえで有効な同時期・同種の建造物の資料や指図・絵図・写真・模型・記録等の資料から上部その他の構造・材料・工法を確認 →調査成果に基づいて慎重に検討する

参考：2005『史跡整備のてびき－保存と活用のために－』〔文化庁文化財部記念物課〕
2020『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』〔文化庁〕

5. 4　修景・植栽計画

丸岡城跡に相応しい景観の整備と維持に向けて、植栽および碑などの地物の計画的な管理を行う。

5. 4. 1　植栽についての計画

樹木調査の結果を踏まえて遺構保全や来場者の安全性の観点から危険木の伐採を行うとともに城跡としての景観形成および都市公園としての健全な植生環境実現に向けた植生管理を進める。

天守周辺の植栽については遺構保全、眺望確保の観点から必要最低限のマツ類とする。城山の山腹、山麓植栽については遺構保全を前提としたうえでサクラ類・モミジ類とする。これら３種を特に重要な植栽と位置づけて、健全な生育環境となるよう樹間距離の調整その他の整備を行う。

一連の整備により形成されたマツ類・サクラ類・モミジ類の３種を中心とした植生が健全な生育環境下で管理された植生景観を持続的に維持管理していく。植栽管理は以下に示す考え方に則って（図5-6、5-7)、植栽管理計画に基づき実施する。なお、より詳細な管理方針については、植栽管理計画において示す。

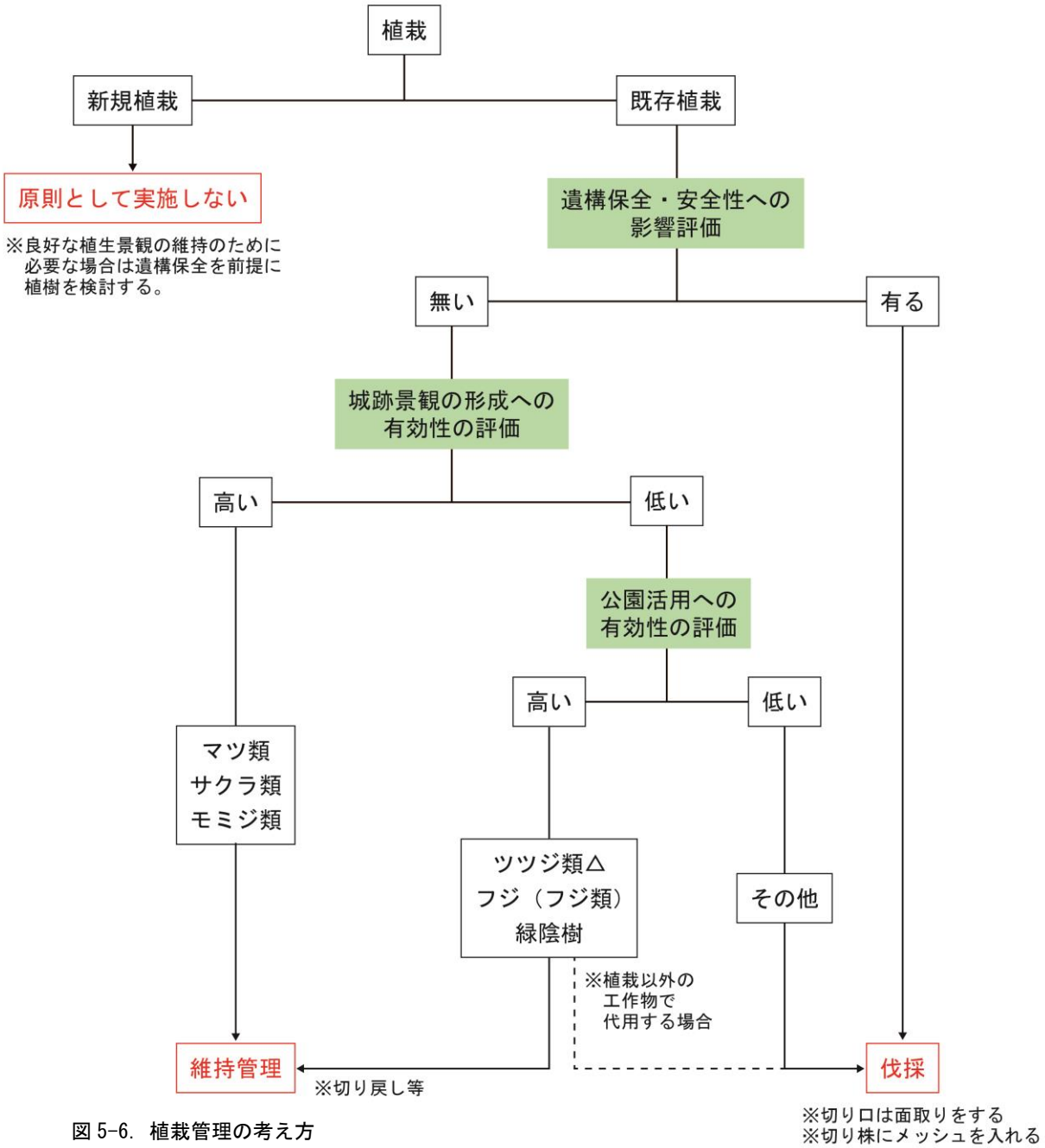


図 5-6. 植栽管理の考え方

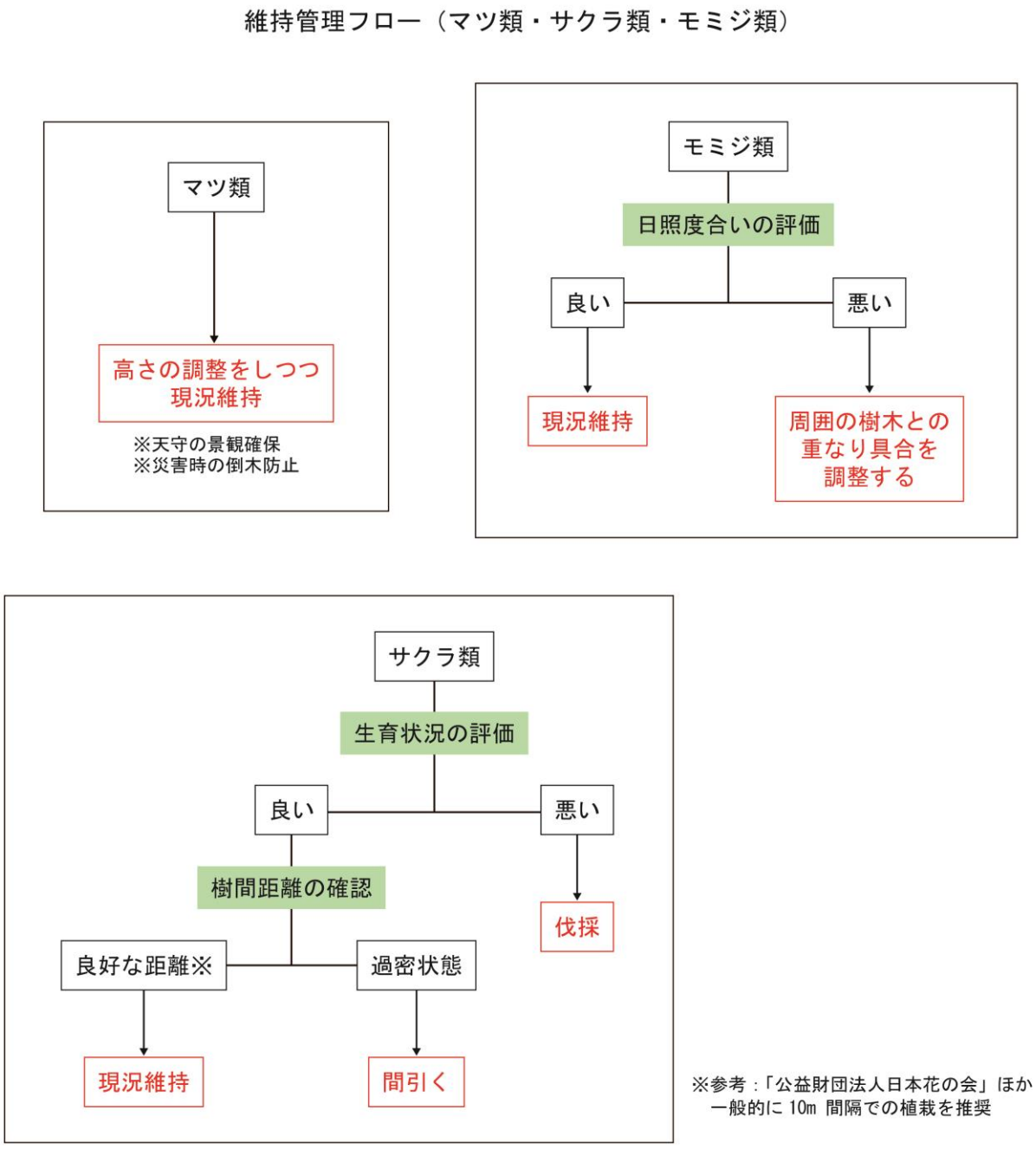


図 5-7. 維持管理フロー（マツ類・サクラ類・モミジ類）

5. 4. 2　碑などの地物についての計画

丸岡城城山内には神社や井戸等の覆い屋、石碑・記念碑等が所在している。これら地物については第２章で本質的価値の関係性に基づいて整理区分した。

「文化財的価値に準じる諸要素」に区分される地物は、丸岡城跡に関連が深いもしくはその歴史を理解する上で重要な要素として維持管理を行う。

「その他の諸要素」に区分される地物については、個別の調査・評価を行ったうえで管理のあり方を検討する。

5. 5　導線計画

丸岡城城山内の移動や見学の順番は、安全上・防犯上の観点から立入禁止とする場所を除いて、原則として自由とする。そのうえで、丸岡城跡の文化財的価値への理解を深めつつ、周遊・見学時の利便性・安全性を担保できるような導線として、丸岡城観光情報センターを起点とし、城山南側から城山の地形や山上の天守を眺めながら入城し、往時の登城路を意識しながら各々の遺構や天守、視点場を周遊するルートを標準導線として設定する（図 5-8 参照）。この標準導線は「丸岡城跡の文化財的価値を体感できる推奨順路」と位置づける。なお、この導線は現状の施設配置を基に設定したものであり、今後の城山整備の進捗や管理体制その他の変更に応じて適宜調整・変更を行う。

また、丸岡城観光情報センター、お天守前広場、天守前を視点場として設定し、天守や石垣などを体感できる場として整備を行う。



図 5-8.　標準導線

5. 6　案内・解説施設計画

案内・解説施設については、丸岡城跡の歴史や文化的価値についての理解促進を目的として整備する。また、円滑な導線形成と安全性の確保にも考慮した配置とする。

5. 6. 1　サイン施設の設置方法

城山全体の情報を提供するための総合案内サインを設置するとともに、主要な遺構等に解説サインを整備する。また、導線の分岐点等を中心に誘導サインを設置し、危険箇所や通行規制箇所について注意喚起サインを設置する。

前期事業においてはサインの仮設置を中心とした整備を行い、中期・後期事業において各種調査や整備事業の進捗にあわせてサインの本設置へと段階的に整備していく。また、城山内におけるサイン整備に加えて、周辺市街地との連続性を考慮し、広域的な周遊を促すサイン整備を検討する。

5. 6. 2　サイン施設の機能・意匠

サイン施設は解説機能と誘導機能の双方を担い、来場者に分かりやすく情報を提供するものとする。サインの内容は調査成果や歴史的背景を踏まえた的確な解説とし、統一的な意匠によって景観との調和を図る。今後、デザインガイドラインの策定を検討し、丸岡城跡および周辺の関連サイン全体で統一感のある情報発信を行う。

5. 7　管理・便益施設計画

管理施設および便益施設については、遺構の保存と来場者へのサービス向上を両立するために適切な整備を行う。

5. 7. 1　管理施設

管理機能の見直しと効率化を図るとともに、景観への影響にも配慮した整備を行う。特に、既存の管理事務所については減築等を行い、天守への眺望改善と管理機能の両立を図る。また、防火・防犯の拠点としての機能強化を図り、安全管理体制の充実を目指す。

さらに、天守を含む区域における夜間セキュリティ性向上のため、防犯対策の一環として要所にゲートを設置し夜間の立入制限を行う。

5. 7. 2　便益施設

遺構保全を前提としたうえで、可能な限り来場者の安心・安全および利便性の向上を図る整備を行う。城山内の通路については、凹凸の解消、浮石の撤去といった路面補修や階段や手摺の整備等の安全対策を講じる。また、通路に接する石垣や法面について状態に応じた通行規制を行い、その情報を来場者に周知する。既存休憩施設やトイレ等については配置も含めた利便性検討を行って機能向上を図る。

これらの各種施設については、施設台帳の整備を通じて維持管理の適正化を図り、バリアフリー対応についても現状を踏まえて検討を進める。

5. 8　公開活用施設計画

公開活用施設については、遺構の保存を前提としつつ、来場者が文化財を体感できる景観の整備を行う。夜間活用やイベント利用など多様な活用形態に対応できる環境を整えるとともに、適切な利用ルールや運営指針を整備する。

また、丸岡城観光情報センターの一角で資料展示や映像展示を継続して実施する。

5. 9　周辺地域の環境保全に関する計画

丸岡城跡の範囲について、城山を中心とした歴史的景観の形成を図るとともに樹木や植生の管理を適切に行い、景観の質を維持することで城山との一体的な環境形成を進める。

5. 10　関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

丸岡城と関連する文化財等の有機的な活用と整備を進めるため、丸岡城跡単体だけではなく、周辺の城郭遺構や寺社、関連文化財との連携を図り、広域的な文化財ネットワークの形成を目指す。有形・無形文化財を含めた統合的な活用により、地域全体としての歴史的価値の発信を強化するとともに周遊ルートの形成を図る。

5. 11　整備後の公開・活用計画

整備後は調査成果の積極的な公開と情報発信を行い、教育・観光資源としての活用を推進する。また、イベントや体験型プログラム等を通じて、多様な来場者の利用を促進するとともに、導線の最適化により快適な見学環境を確保する。

5. 12　整備後の管理・運営計画

整備後の管理・運営においては、関係部署および指定管理者との役割分担を必要に応じて見直し、連携体制を強化する。施設台帳に基づく計画的な維持管理を行うとともに、防災・安全管理体制を整備し、持続可能な運営体制の構築を目指す。

整備後の管理運営においては、防犯および安全確保の観点から夜間における立入制限区域の運用を行う。運用にあたっては、来場者の利用実態や地域への影響を踏まえつつ、立入時間や範囲の設定を適宜見直すとともに周知・誘導方法の整備を図る。

第６章　事業計画

6. 1　前期整備事業

令和９（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間を前期整備事業期間とする。前期事業では遺構の保全整備及び整備に伴う調査、全体施設等の整備及び遺構表示に向けた調査を実施する。

前期整備事業は第５章で示した整備方針に沿って、エリア別に以下の事業を実施する。

・遺構保存、来場者の安心と安全確保に関する危急性の高い整備事業を迅速に行う。
・各遺構の状態調査、発掘調査等事業を計画的に進める。
・時点の調査成果について解説サイン等を設け、遺構の推定位置や城における役割等について周知し、遺構の顕在化事業を進める。
・城山の適切な環境を持続的に維持管理していくための整備等をハード・ソフト両面から推進する。
・樹木調査を実施し、健全な植生環境の形成に向けた植栽管理計画を策定するとともに、計画に基づく適切な植生管理を行う。

【天守エリアで実施する事業】

・丸岡城天守保存修理等事業
・丸岡城天守保存活用計画の改定

【本丸・二之丸エリアで実施する事業】※★が付与された事業は斜面地エリアと共通して実施

・植生管理計画の策定★
・調査：樹木影響調査（遺構保全・城山景観・植生健全性）★
・植生整理（遺構保全・城山景観・植生健全性を支障する植生の剪定・伐採）★
・植生管理計画による管理運営（植生台帳管理、定期的な剪定、異変時の対応）★
・未調査部分の調査：登城路・門跡等の遺構表示に向けた文献等調査・発掘調査★
・管理事務所の計測図化・状態確認・設計
・管理事務所修景工事
・城山セキュリティ設備の整備（夜間立入制限）
・防災計画の策定・避難誘導マニュアルの見直し（丸岡城天守保存活用計画の見直しと合わせて実施）・避難訓練の実施
・城山内通路（避難路）の整備・測量・設計（バリアフリー対応検討を含む）★
・施設台帳等の整備・台帳による維持管理★

【斜面地エリアで実施する事業】

・調査：危険箇所確認（孕み等石垣/枝折/枯損木等把握、立入制限）
・状態に応じた処置対応（剪定/伐採/伐根、補修/補強/解体/修理）・測量・設計・発掘調査 / 石垣台帳作成
・調査：石垣基礎調査（計測、孕み/傾斜/抜け石/割れ石等把握）
・調査：法面健全性調査（計測、勾配/植生/変状/表流水/湧水状況調査、被災履歴確認等）
・石垣や法面の状態に応じた処置対応（応急処置）・設計・発掘調査

・石垣や法面の状態に応じた処置対応（部分補修/部分補強/解体修理）・設計・発掘調査・石材台帳作成等
・経過観察（日々の目視確認、定期的な状態計測、異変時の対応）
・未調査部分の調査：石垣・法面の遺構表示に向けた発掘調査
・近現代擁壁等調査成果の整理・整備箇所の検討（原則として現状維持）

【全エリアで共通して実施する事業】
・調査成果の整理・サイン版面検討
・仮設サイン整備（総合案内、遺構解説・誘導案内）
・城山セキュリティ設備の整備（非常放送設備設置、消防設備改修）
・収集資料の保管
・情報発信
・関連計画との連携

これらの各種事業のうち特にハード面の整備およびその前提となる調査事業を中心に事業計画を表 6-1 に示す。なお、収集資料の保管や公開・情報発信・関連計画との連携といった事業は時期を問わず継続的に実施していくソフト事業であるため、表 6-1 では割愛している。

また、前期整備事業の推進に際しては、城山の文化財的価値の保存・活用と多様な価値を踏まえた一体的な整備を図るため、城山整備委員会（仮称）を設置する。同委員会は学識経験者や市民団体から構成し、各種の調査成果の評価や整備手法の検討等についての協議および助言をいただく。

表 6-1. 前期整備事業　　実施　必要に応じて実施　優先地区①・②　通常地区①・②　（施策の番号は表 5-3～5-6 に対応している。例：課題 1 の施策 A＝1-A）

事業	対象エリア	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	施策種別・参照番号		施策内容
調査：危険箇所確認（孕み等石垣/枝折/枯損木等把握、立入制限）	斜面地	↔										保存整備	2-A	石垣基礎調査による、文化財的価値のある石垣の状態把握
状態に応じた処置対応（剪定/伐採/伐根、補修/補強/解体/修理）・測量・設計・発掘調査/石垣台帳作成	斜面地		⇢	⇢	⇢	⇢						保存整備	2-B	崩落危険性のある石垣へのネット被覆などの対策の実施
													5-A	計画的な発掘調査の実施
植生管理計画の策定	本丸・松ノ丸 斜面地	↔										活用整備	4-A	樹木台帳の作成及び植栽管理計画の策定
													5-A	植栽管理計画の策定
調査：樹木影響調査（遺構保全・城山景観・植生健全性）	本丸・松ノ丸 斜面地	↔					↔					活用整備	4-A	樹木台帳の作成及び植栽管理計画の策定
植生整理（遺構保全・城山景観・植生健全性を支障する植生の剪定・伐採）	本丸・松ノ丸 斜面地		↔									保存整備	1-B	遺構を毀損している植生の除去
												活用整備	4-C	樹木・公園施設の管理方針に基づく管理の実施
													5-C	樹木の伐採・剪定等による眺望確保
植生管理計画による管理運営（植生台帳管理、定期的な剪定、異変時の対応）	本丸・松ノ丸 斜面地		←	―	―	―	―	―	―	―	―	活用整備	4-C	樹木・公園施設の管理方針に基づく管理の実施
													5-B	植栽管理計画に基づく植栽管理と伐採後の適正管理
調査：石垣基礎調査（計測、孕み/傾斜/抜け石/割れ石等把握）	斜面地	⇢	↔									保存整備	2-A	石垣基礎調査による、文化財的価値のある石垣の状態把握
調査：法面健全性調査（計測、勾配/植生/変状/表流水/湧水状況調査、被災履歴確認等）	斜面地	⇢	↔									保存整備	5-A	計画的な発掘調査の実施【①7-A】
石垣や法面の状態に応じた処置対応（応急処置）・設計・発掘調査	斜面地		⇢	⇢								保存整備	1-A	危険な石垣や法面への応急処置（ネット施工等）
													2-B	崩落危険性のある石垣へのネット被覆などの対策の実施
													5-A	計画的な発掘調査の実施
石垣や法面の状態に応じた処置対応（部分補修/部分補強/解体修理）・設計・発掘調査・石材台帳作成等	斜面地				⇢	⇢	↔	↔				保存整備	2-B	崩落危険性のある石垣へのネット被覆などの対策の実施
経過観察（日々の目視確認、定期的な状態計測、異変時の対応）	斜面地		←	―	―	―	―	―	―	―	―	保存整備	2-C・6-A	石垣の経年変化を継続的に把握する
未調査部分の調査：石垣・法面の遺構表示に向けた発掘調査	斜面地						←	―	―	―	→	保存整備	5-A・7-A	計画的な発掘調査の実施
												活用整備	1-A	調査成果に基づく復元等の可能性検討
未調査部分の調査：登城路・門跡等の遺構表示に向けた文献等調査・発掘調査	本丸・松ノ丸 斜面地	←	門跡を中心とした文献調査	―	―	―	―	―	―	―	―	保存整備	5-B	考古学・文献史学・その他継続的研究による文化財的価値の検討
										発掘調査			7-B	歴史資料等多方面の調査推進
												活用整備	1-A	調査成果に基づく復元等の可能性検討
調査成果の整理・サイン版面検討	全体	↔										活用整備	1-B	サイン等デザインガイドライン検討
仮設サイン整備（総合案内、遺構解説・誘導案内）	全体		↔									活用整備	1-C	現時点の調査成果を周知するサイン整備（仮設サイン含む）
												公開・活用	2-A	ライトアップ等による丸岡城天守や顕在化した遺構への誘導
管理事務所の計測図化・状態確認・設計	本丸・松ノ丸	↔										管理・運営	1-A	管理事務所２階の減築
管理事務所修景工事	本丸・松ノ丸		↔									管理・運営	1-A	管理事務所２階の減築
城山セキュリティ設備の整備（非常放送設備設置、消防設備改修）	全体		↔	―								保存整備	4-A	防火・防犯設備の整備
												活用整備	3-A	城山全体を対象とした非常放送設備の設置
城山セキュリティ設備の整備（夜間立入制限）	本丸・松ノ丸		人止施設仮設整備 ↔	人止施設本整備 ↔								公開・活用	1-A	セキュリティエリア設定を踏まえた物理的な区画設備の整備
			←	―	―	―	―	―	―	―	―		2-B	必要に応じた照明の確保や立入制限の実施
防災計画策定・避難誘導マニュアル見直し（丸岡城天守保存活用計画の見直しと合わせて実施）・避難訓練の実施	本丸・松ノ丸				防災計画の策定・マニュアルの見直し ↔		↔	―	―	―	―	活用整備	3-B	避難誘導マニュアルの適時見直しと避難訓練の実施
								避難訓練実施						
城山内通路（避難路）の整備・測量・設計（バリアフリー対応検討を含む）	本丸・松ノ丸 斜面地						↔	↔				保存整備	2-A	遺構の保全を前提とした通路の利便性・安全性の向上
												活用整備	6-A	現況をベースにしたバリアフリー対応検討
												公開・活用	3-A	遺構保全を前提とし可能な限りバリアフリーに配慮した城山整備
近現代擁壁等調査成果の整理・整備箇所の検討（原則として現状維持）	斜面地									↔	↔	活用整備	2-C	城跡の景観に相応しい間知積石垣の整備手法の検討
施設台帳等の整備・台帳による維持管理	本丸・松ノ丸 斜面地								整備 ↔	維持管理 ←	―	活用整備	1-B	各種施設の台帳による維持管理
丸岡城天守保存修理等事業	天守	保存修理工事 ↔	↔	―	―	―	―	―	―	―	―	保存整備	3-A	計画的な保存修理の実施
			自動火災報知設備・防災設備等更新・改修											
丸岡城天守保存活用計画の改定	天守				↔							保存整備	3-B	保存活用計画の定期的な見直し
												活用整備	4-B	公園施設台帳の整備

6. 2　中期・後期整備事業

中期・後期整備事業は令和 19 年度以降の約 20 年間を対象とし、前期整備事業（令和 9 年度～令和 18 年度）で実施した調査・基礎整備の成果に基づき、本格的な整備を段階的に推進する期間として位置付ける。

中期・後期整備事業は「調査に基づく整備」を基本原則とし、前期事業で把握された遺構の残存状況や安全性、景観条件等を踏まえて整備内容を柔軟に調整しながら段階的に進めていく。このため、本章においては具体的な整備内容を固定的に規定するものではなく、整備の方向性および実施プロセスを示すものとする。

なお、中期・後期整備事業の推進に際しても前期同様に城山整備委員会（仮称）を設置し、各種の調査成果の評価や整備手法の検討等についての協議および助言をいただく。

6. 2. 1　中期・後期整備の基本的な考え方

中期・後期整備事業は、以下のプロセスにより段階的に実施する。

- 前期事業で得られた調査成果の整理・分析
- 整備方針の検討および整備設計（中期）
- 整備方針および整備設計に基づく本格的整備（中期・後期）
- 維持管理および継続的改善

以上のとおり、本計画は前期・中期・後期の事業が全体として連続し、関係する一体的な計画であり、前期事業の成果が中期・後期整備の前提条件となる。特に発掘調査や安全対策の結果により整備内容が変更される可能性があるため、計画は柔軟な見直しを前提として運用する。

各期における事業の関係性について表 6-2 に整理する。

表 6-2. 主要な整備の関係性

主要な事業	前期整備事業	中期整備事業	後期整備事業
遺構保全	法面・石垣カルテ作成	法面・石垣カルテ更新・保全整備	
安心・安全	危険箇所調査・応急処置	抜本的整備・維持管理	
	通路整備（路面補修等）	抜本的整備・維持管理	
文化財調査	資料調査・発掘調査	資料調査・調査成果整理・検討	
遺構顕在化・表示	―	遺構表示整備（真実性が担保された遺構）	
	解説サイン等仮設置	解説サイン等本設置（位置が確定した遺構）・情報更新	
	標準導線・視点場の設定	調査成果に応じた標準導線・視点場の更新	
植栽環境	危険植生の撤去 植栽環境の健全化 植栽管理計画策定	健全な植生環境の維持管理 （植栽管理計画に沿った維持管理）	
防犯・防災	夜間立入制限		
	防災訓練・避難誘導マニュアルの適時見直し		
施設管理	便益施設の利便性検討 バリアフリー対応検討	管理上必要な施設設備の整備 施設台帳による維持管理	
	管理事務所の減築	整備の進捗に合わせた管理機能の検討	

6. 2. 2　エリア別整備方針

中期・後期においても①天守エリア、②本丸・松ノ丸エリア、③斜面地エリアの特性に応じて整備を行う。天守エリアについては、原則として「重要文化財（建造物）丸岡城天守保存活用計画」に沿った整備を行う。その他のエリアにおいては第５章で示した整備方針に沿って整備を行う。

・石垣、法面については必要に応じて遺構保存、地形保存に向けた本整備を実施する。
・各種調査の成果に基づいた真実性の高い遺構表示整備を進め、門等の歴史的建造物についても根拠資料が十分整った段階で可能な限り復元を目指す。
・解説サイン等については、各種調査によって新たに判明した内容を基に適宜情報更新を進め、来場者の城山への興味関心を継続して誘起する。
・近現代に整備された擁壁等施設について、城山としての景観に相応しい修景整備事業を進める。
・遺構保存や各種整備内容を踏まえ、場内路のバリアフリー化を推進するとともに、安全で快適に来場できる環境の整備を進める。
・植栽管理計画に基づき、健全な植生環境を維持する。

①天守エリア

天守エリアは重要文化財である丸岡城天守を中心とする区域で原則として現状保存とする。

中期・後期整備事業においては、「重要文化財（建造物）丸岡城天守保存活用計画」の見直し・更新を前提に、文化庁の承認を得ながら必要な事業を実施する。

主な事業内容としては、以下が想定される。

・天守台石垣の耐震診断及び耐震対策
・登城階段への手すり設置等の安全性向上措置
・地震時の落下物対策やより強力な接近抑制措置

なお、石垣の耐震対策については国や専門機関等が進める技術基準・対策指針の検討経過を注視しつつ、保存活用計画の見直しの中で最新の指針等に基づいて検討する。

②本丸・松ノ丸エリア

本丸・松ノ丸エリアは城山の中心的な広場空間であり、文化財としての価値と公園としての利用機能を併せ持つ区域である。そのため、文化財的価値の顕在化と快適な利用環境の両立を図る。

中期事業の段階においては、遺構の表示について委員会での審議も含めて検討を行う。この検討において、前期事業で実施した発掘調査および文献調査の成果を整理し、遺構の配置や性格を検証する。その上で門跡その他の遺構について表示整備の可否、整備の手法等を整理する。調査成果によって十分な真実性が担保できた遺構表示については順次、設計・整備による顕在化を図る。

後期事業の段階においては、引き続き遺構表示の設計・整備による顕在化を図るとともにそれらを活かした空間・景観整備を実施し、城山の歴史的構造を来場者が理解できる環境の形成を図る。

植栽管理については中期・後期の全期間にわたって継続的に以下の事項を実施する。

・サクラを始めとする城山植生の樹勢回復と健全な生育環境の維持
・石垣に影響を及ぼす樹木の処理
・切り株等の処理および地盤への影響低減

③斜面地エリア

斜面地エリアは石垣および法面と園路もしくは登城路が複雑に分布する区域であり、石垣や法面の構造的安定性の向上および来場者の安全性確保が最も重要な課題である。

本エリアの整備は前期から後期に至る連続性、一体性が特に顕著であり、下記の段階的なスキームに基づき実施する。

ア　調査・評価段階

前期事業で作成した石垣・法面のカルテを基礎として、経過観察および追加調査を実施し、その成果をカルテに追記・補強する。

イ　検討・設計段階

カルテに基づき、各石垣および法面ごとの状況に応じて抜本対策の必要性および手法を検討し、整備の方針や手法検討、設計を実施する。

ウ　整備段階

検討結果に基づき、以下のような抜本的対策を実施する。

・石垣の補修や補強等の復元的整備
・盛土等による法面の安定化
・植生ネットや吹付等による法面表土の保護

エ　維持管理段階

整備後は継続的な経過観察を行い、必要に応じて再評価および追加対応を実施する。

また、植栽管理計画に基づき樹木管理を継続し、石垣・法面への影響を抑制するとともに、景観の維持を図る。

6. 2. 3　中期・後期整備の留意事項

中期・後期整備事業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

・前期事業の成果に基づき、整備内容を柔軟に見直すこと
・文化財としての価値を最優先とし、不可逆的な改変を避けること
・調査に基づかない復元は原則として行わないこと
・国の技術基準や制度動向に応じて適宜計画を修正すること
・来場者の安全確保および利用環境の向上に配慮すること

6. 2. 4　まとめ

中期・後期整備事業は、前期事業で得られた知見を基礎として、城山の文化財的価値を段階的に顕在化し、将来にわたって適切に保存・活用できるよう整えていくものである。事業の位置づけ・性質上、あらかじめ完成形を固定するものではなく、調査と検証を重ねながら段階的に整備を進めていく柔軟な事業計画が必要であり、長期的・総合的な視点に立った継続的な取り組みとして実施する。



図 6-1. 整備イメージ（俯瞰）



図 6-2. 整備イメージ